

京都市補助金等の交付等に関する条例の一部を改正する条例（平成25年11月15日京都市条例第52号）（行財政局財政部財政課）

補助金等の交付の決定，その取消しその他の補助金等に関する事項について，市長の諮問に応じ，調査し，及び審議させるための委員会を設置することができることとする必要があるため，京都市補助金等の交付等に関する条例を改正することとしました。

この条例は，平成25年11月15日から施行することとしました。

京都市補助金等の交付等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年11月15日

京都市長 門川 大作

京都市条例第52号

京都市補助金等の交付等に関する条例の一部を改正する条例

京都市補助金等の交付等に関する条例の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 雑則（第26条～第28条）」を
「第5章 委員会（第26条～第30条）
第6章 雑則（第31条～第33条）」
に改める。

第28条中「必要な事項」の右に「(委員会に関するものを除く。)」を加え、同条を第33条とする。

第27条を第32条とし、第26条を第31条とする。

第5章を第6章とし、第4章の次に次の1章を加える。

第5章 委員会

(委員会)

第26条 市長は、補助金等の交付の決定、その取消しその他の補助金等に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議させるため、委員会を置くことができる。

(委員会の組織)

第27条 委員会は、それぞれ委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第28条 委員の任期は、3年以内においてそれぞれの委員会ごとに市長が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(秘密を守る義務)

第29条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員会に関する委任)

第30条 この章に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(関係条例の一部改正)

2 京都市文化財保護条例の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「第26条」を「第31条」に改める。

(行財政局財政部財政課)